

## 群馬県における 「ワクチン・検査パッケージ制度（飲食店等）」事業者登録に係る実施要領

### （目的）

第1条 この実施要領は、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部、以下「制度要綱」という。）に基づく、ワクチン・検査パッケージ制度（以下、「本制度」という。）に関して、制度要綱2.（2）に規定する登録（以下「登録」という。）を群馬県において実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### （対象）

第2条 登録の対象となるのは、「令和3年度ストップコロナ！対策認定制度実施要領」第8条第1項による認定を受けたもの（以下「対象店舗」という。）のうち、日本標準産業分類（平成25年10月改定）における次の各号いずれかの事業を営む店舗とする。

- 一 飲食店
- 二 カラオケボックス業
- 三 結婚式場業

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要と認めるものについては、登録の対象とする。

### （申請）

第3条 登録を受けようとする事業者は、対象店舗ごとに本制度を適用する旨を『「ワクチン・検査パッケージ制度」登録申請書』（様式第1号）により、知事に提出するものとする。

### （登録等）

第4条 知事は、前条の規定による登録の申請があったときは、申請の内容を審査するものとする。

2 知事は、前項の審査により申請が適切であると認めたときは、当該対象店舗について登録するものとする。

3 知事は、前項の規定により登録したときは、当該登録に係る対象事業者（以下「登録事業者」という。）に対し、登録した旨を表象する登録ステッカーを交付するものとする。

4 知事は、第1項の審査により登録が適切でないと認めたときは、当該申請を行った事業者に対し、登録しない旨を伝達するものとする。この場合において、知事は、適切でない事項を摘示する等、登録しないこととした理由を示すよう努めるものとする。

### （登録ステッカーの利用等）

第5条 登録事業者は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第24条第9項、第31条の6第1項又は第45条第2項に基づく協力要請等の行動制限が課された場合には、登録に係る対象店舗（以下「登録店舗」という。）の店

舗外から見える位置に登録ステッカーを掲示するものとする。

- 2 登録事業者は、その責めに帰することができない事由により登録ステッカーを汚損し、又は亡失したときは、知事に登録ステッカーの再交付を求めることができる。

#### (登録の効力)

第6条 登録の効力は、第4条第2項の規定により対象店舗が登録された日から発生するものとする。

- 2 登録店舗が対象店舗でなくなったときは、当該店舗は登録の効力を失うものとする。

#### (変更の報告)

第7条 登録事業者は、登録店舗の名称その他登録に係る事項に変更が生じたときは、遅滞なく、知事に報告するものとする。

#### (調査等)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、その職員等をして、登録店舗を調査し、登録に係る本制度の実施状況を点検させ、報告を行わせることができるものとする。

#### (登録事業者の責務)

第9条 登録事業者は、本制度を適用する場合、登録店舗の利用者に対し、ワクチン接種歴又は陰性の検査結果のいずれかを選択して提示するよう求めなければならない。

- 2 前項に定めるワクチン接種歴及び検査結果の確認内容及び方法は、「制度要綱」及び「ワクチン・検査パッケージ制度の実施に係る留意事項等について（令和3年11月19日内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長事務連絡）」で定めるとおりとする。
- 3 登録事業者は、本制度に係る検査のため、当日現場検査を実施するときは、「群馬県新型コロナウイルス検査促進事業実施要領（令和3年12月20日制定）」に基づき知事による登録を受けた上で、「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱（令和3年11月19日内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室）」を遵守しなければならない。
- 4 登録事業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
  - (1) 登録店舗の利用者に対しワクチン・検査パッケージ制度を適切に実施し、その従業員に適切な実施を徹底させること
  - (2) 登録ステッカーの適正な使用及び管理を行うこと
  - (3) 知事が行う登録店舗に係る調査に協力すること

#### (登録の辞退)

第10条 登録事業者は、その登録店舗が登録の要件を満たさなくなると見込まれるとき又は継続する意思がなくなったときは、あらかじめ、知事に登録の辞退を申し出るものとする。

- 2 前項の申出をした登録事業者は、遅滞なく、登録ステッカーの掲示をやめ、これを廃棄しなければならない。

**(免責)**

第11条 県は、事業者が登録の申請から完了までの間に発生した損失や損害のほか、登録を受けられなかったこと又は登録店舗において感染症が発生したこと等により、登録事業者又は登録店舗の利用者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

**附則**

1 この要領は、令和4年1月6日から施行する。

群馬県知事 様

「ワクチン・検査パッケージ制度」登録申請書

「ワクチン・検査パッケージ制度」の適用を希望するため、下記のとおり申請します。

申請者名 ※法人の場合は名称及び代表者役職名・氏名		(フリガナ)
申請者住所 ※法人の場合は所在地		〒
店舗名		(フリガナ)
店舗所在地・店舗電話番号		〒
		TEL
「ストップコロナ！対策認定店」番号 ※申請時点で不明な場合は空欄で差し支えありません。		
担当者	氏名	
	電話番号 ※日中連絡の取れるもの	
	メールアドレス	
誓約事項 ※各項目について、チェック(✓)を入力してください。		「ワクチン・検査パッケージ制度」対象の店舗であること
		ワクチン・検査パッケージの実施にあたっては、国の制度要綱に基づき、「ワクチン接種歴」又は「検査結果の陰性」のいずれかを確認するなど適切に実施すること
		店舗情報について、県ホームページ等において公表されること
		申請に係る情報について、必要に応じて関係機関に提供されること

令和4年1月6日版

※本申請書は、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」(令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部)2.(2)の行動制限の緩和を受ける際に登録いただくためのものとなります。  
 ※登録の効力発生日については、有効な申請であることを確認した日とします。